

表1. 事故後1年間の地域平均の実効線量及び甲状腺吸収線量の推定値<sup>※1</sup>

避難をした地区					
グループ <sup>a</sup>		実効線量 (mSv)		甲状腺の吸収線量 (mGy)	
		20歳 (成人) <sup>※2</sup>	1歳 (乳児)	20歳 (成人) <sup>※2</sup>	1歳 (乳児)
1 <sup>a</sup>	予防的避難区域 <sup>b</sup>	1.1-5.7	1.6-9.3	7.2-34	15-82
	計画的避難区域 <sup>c</sup>	4.8-9.3	7.1-13	16-35	47-83
避難をしていない地域					
2	福島県 (避難区域外)	1.0-4.3	2.0-7.5	7.8-17	33-52
3	近隣県 <sup>d</sup>	0.2-1.4	0.3-2.5	0.6-5.1	2.7-15
4	その他の都道府県	0.1-0.3	0.2-0.5	0.5-0.9	2.6-3.3

<sup>a</sup> 18の避難シナリオを用いて避難者の線量を推計

<sup>b</sup> 高度の被ばくを防止するための緊急時防護措置として平成23年3月12日から3月15日にかけて避難を指示された地区

<sup>c</sup> 平成23年3月末から同年6月にかけて避難を指示された地区

<sup>d</sup> 岩手県, 宮城県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 千葉県

※1: 日本の避難地区及び避難区域外の典型的な住民における線量推定 mSv: ミリシーベルト mGy: ミリグレイ  
 ※2: 10歳の推定値は省略

参考: 日本の近隣諸国及び世界の他地域における公衆の線量評価について: UNSCEARは、日本国外に居住する住民の事故直後1年間における事故による平均実効線量を0.01mSvより小さかったと結論した。

この表は、避難地区の典型的な住民及び福島県内の避難区域外の行政区画と他の都道府県の住民の、事故後1年間における実効線量と甲状腺の吸収線量を推定したものです。

表に示されている線量は、自然放射線によるバックグラウンド線量に追加したものです。つまり、東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性核種による被ばく線量の推定値を示しています。

なお、線量の範囲は、対象とするグループの中で、区域内の市町村又は避難シナリオごとの代表値の範囲を示します。

#### 【報告書記載箇所】

・ UNSCEAR 報告書 (Annex A, 日本語版 P56 ~ 57, 第 209 ~ 214 項から作成)

本資料への収録日: 平成 27 年 3 月 31 日